

令和6年

春季火災予防運動

3月1日(金)~3月7日(木)

野焼き等に注意!!

近年は、野焼き等を原因とした火災が増えています。
野焼き等の焼却は、やむを得ない場合を除いて禁止です。

やむを得ない場合（※下記参照）を除き、焼却行為は禁止されているため、不適正な焼却は止めましょう。



しろまるしめ

やむを得ない場合に焼却をする場合でも、火災と紛らわしい煙等を発生させる場合は、あらかじめ消防署への届出が必要となります。

野焼き等を原因とした火災を防ぐには

- 風の強い日には焼却しない
- 水バケツなどの消火用具を必ず準備する



- 準備した消火用具で消火できる範囲で少しずつ小分けにして燃やす
- 終わるまではその場を離れない

※やむを得ない場合とは（焼却禁止の例外事項）

- ①農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ②風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ③たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの 等

2023年度 全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

● ● ● ● ● 姫路市消防局 ● ● ● ● ●

住宅防火 いのちを守る

10のポイント

4
US
慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない！
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない！
- こんろを使うときは火のそばを離れない！
- コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く！



住宅用消火器等

プラス
6
US
対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する！
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する！
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する！
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく！
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく！
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う！



防災製品ラベル

設置で安心・点検管理で安全!! 住宅用火災警報器



住警器を
設置しよう

10年経ったら交換しましょう



古くなった住宅用火災警報器は
粗大ゴミの日に本体と
電池を分別して
廃棄しましょう



住宅用消火器や住宅用火災警報器は、お近くのホームセンターや家電量販店で購入できます。

お問い合わせは管轄の消防署まで

姫路東消防署予防担当 Tel (079) 288-0119
姫路西消防署予防担当 Tel (079) 294-0119
飾磨消防署予防担当 Tel (079) 233-0119

網干消防署予防担当 Tel (079) 273-0119
中播消防署予防担当 Tel (0790) 23-0119
※月曜日～金曜日 (9:00～17:00)